

平成 23 年度 地方公共団体定員管理研究会について

1 趣 旨

平成 22 年度地方公共団体定員管理研究会（以下「平成 22 年度研究会」という。）において、

- ①道府県における「定員モデル」の再開、
- ②一般行政部門の「定員回帰指標」の新規作成、
- ③「職員数の現状と取組シート」に変更・改良を加え、「職員数等の現状・分析シート」を新たに提供

したところである。

平成 22 年度研究会の報告書では、①、②の市町村への拡大及び③の改良について検討が必要であるとされていることから、平成 23 年度地方公共団体定員管理研究会において、これら 3 点について検討を行うこととする。

2 名称

本研究会の名称は、「地方公共団体定員管理研究会」（以下「研究会」という。）とする。

3 研究内容

研究会は、地方公共団体の定員管理に関する以下の項目について調査研究を行う。

- (1) 地方公共団体の定員管理の取組等について
- (2) 定員管理の参考指標や情報公開のあり方について
- (3) その他

4 研究会構成員

研究会構成員は別紙のとおりとする。

5 座長

- (1) 研究会に、座長 1 人を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

6 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、研究会構成員等による実態調査やワーキングチームの編成による研究会資料等の作成を行わせることができる。

7 雑則

- (1) 総務省自治行政局公務員部給与能率推進室に事務局を置く。
- (2) このほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。